

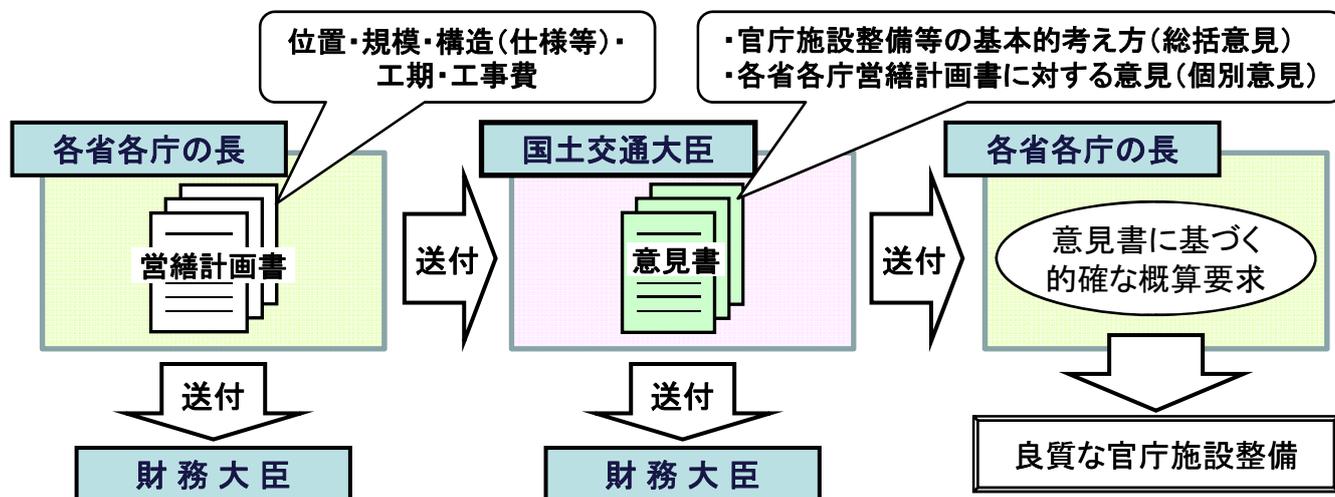
営繕計画書に関する意見書制度の仕組み

○ 目的

- ・ 国家機関の建築物として各省各庁間の整備水準等の均衡を図り、良質な官庁施設の整備を促進することを目的としています。

○ 制度概要

- ・ 各省各庁の長は、その所掌する建築物の新営及び修繕等に際し、官公庁施設の建設等に関する法律（以下、「官公法」という。）第9条第1項の規定に基づき、営繕計画書を財務大臣及び国土交通大臣に送付することとなっています。
- ・ 国土交通省は、官公法第9条第3項の規定に基づき、毎年度概算要求に先立ち、各省各庁の営繕計画書に対して、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（以下、「位置・規模・構造の基準」という。）に照らし、技術的な見地から意見を述べ、各省各庁の長及び財務大臣へ送付しています。



「官公庁施設の建設等に関する法律」(抄) (昭和26年法律第181号)

(参考)

(目的)

第1条 この法律は、国家機関の建築物の位置、構造、営繕及び保全並びに一団地の官公庁施設等について規定して、その災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条5 この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

(営繕計画書)

第9条 各省各庁の長は、毎会計年度、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設に関する計画書（以下「営繕計画書」という。）を前年度の7月31日までに財務大臣及び国土交通大臣に送付しなければならない。但し、一件につき総額百万円をこえない修繕又は模様替えについては、この限りでない。

2 前項の営繕計画書には、当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費を記載するものとする。

3 第1項の規定により営繕計画書の送付を受けたときは、国土交通大臣は、これに関する意見書を8月20日までに当該各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならない。